

議案第 号

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例の制定について

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例

南アルプスは、豊かな自然環境と地域固有の歴史文化が世界に認められ、平成26年、ユネスコエコパークに登録された。本市は、この貴重な自然を将来にわたって保全し、利活用していくことにより、人と自然が共生する地域の実現を目指している。

間ノ岳を水源とする大井川の上流域は、ヤマトイワナの数少ない生息地となっている。ヤマトイワナは、氷期から冷涼な源流域に生き続けてきたイワナ属の淡水魚類であり、その生息は、南アルプスの源流生態系が健全に保たれていることを示すものとして、ユネスコエコパークの自然的価値を象徴する存在である。

しかし、昭和50年代前後から大井川上流域において他地域のニッコウイワナの放流が繰り返された結果、両者の交雑が進み、ヤマトイワナの生息域及び生息数は減少している。

地域固有の系統は、一度失われれば回復が困難である。そのため、本市は、これまで遺伝子の解析によりヤマトイワナの生息地の把握に努めてきたが、その保全を確かなものとするためには、生息環境の保全に必要な事項を定め、市、市民及び関係者が一体となって保全に取り組む必要がある。

ここに、南アルプスユネスコエコパークの自然的価値を象徴するヤマトイワナの保全を通じて、その恵み豊かな自然を市民共有の財産として次世代に継承するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、南アルプスユネスコエコパーク静岡市域におけるヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定め、市及び関係事業者等が一体となって保全措置を推進することにより、南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として、次世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヤマトイワナ 大井川水系に生息するイワナ属の魚類のうち、ニッコウイワナその他のイワナ属の魚類との交雑が生じていないもの（その卵を含む。）をいう。

(2) 関係事業者 その事業活動がヤマトイワナの生息若しくはその生息環境に影響を及ぼすおそれのある者又はヤマトイワナの保全に資する事業活動を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、ヤマトイワナが置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発及びモニタリング等の必要な措置を行うものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、ヤマトイワナの保全の重要性について理解を深めるとともに、市が実施するヤマトイワナの保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、ヤマトイワナ又はその生息環境に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地の所有者、占有者及び河川管理者は、その土地や河川の利用に当たっては、ヤマトイワナの生息環境の保全に留意しなければならない。

(関係事業者の責務)

第6条 関係事業者は、市が実施するヤマトイワナの保全に関する取組に協力するものとする。

(保全区域の指定)

第7条 市長は、ヤマトイワナの保全のため、生息地及びヤマトイワナの分布状況、生態その他の生息の状況を勘案して当該生息地と一体的にその保全を図る必要があると認める地域を保全区域として指定することができる。

2 市長は、前項の保全区域（以下「保全区域」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、河川管理者と協議するとともに、当該土地の所有者及び占有者（正当な権原を有する者に限る。以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

3 市長は、保全区域を指定したときは、その旨及び保全区域の範囲を告示しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、保全区域の指定を解除しなければならない。

(1) 保全区域に係る土地の所有者等が正当な理由により指定の解除を求めたとき。

- (2) 保全区域に係るヤマトイワナの生息の状況の変化その他の事情により指定の必要がなくなったとき。

(行為の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 保全区域に立ち入ること。ただし、次条第1項の許可を受けた者が立ち入る場合及び保全区域内の土地の所有者等が自己が所有し、又は占有する土地を管理するために保全区域に立ち入る場合は、この限りでない。
- (2) 保全区域内のヤマトイワナを譲渡し、又は譲り受けること。ただし、次条第1項の許可を受けて捕獲したものは、この限りでない。

(行為の制限)

第9条 保全区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 保全区域内外で生息又は養殖されたヤマトイワナを保全区域内へ放流すること。
- (2) ヤマトイワナを捕獲し、又は殺傷すること。

2 市長は、学術研究を行う場合その他市長が必要と認める場合に限り、前項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可に際し、ヤマトイワナの保全のため必要な条件を付することができる。

(適用除外等)

第10条 第8条及び前条第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 非常災害に対する必要な応急措置としてする行為
- (2) 国又は地方公共団体がその事務又は事業の遂行のためにする保全区域への立入りその他規則で定める行為
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）、河川法（昭和39年法律第167号）その他の法令の規定に基づき適法に行われる行為。

2 国又は地方公共団体は、保全区域において前条第1項各号に掲げる行為に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、第8条又は第9条第1項の規定に違反した者（以下「違反者」という。）に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた違反者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができる。

(調査等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、違反者に対し、必要な事項について報告を求め、又はその職員をして保全区域に立ち入らせ、違反に係る事実を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により保全区域に立入り、違反に係る事実を調査し、又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた違反者が当該命令に従わないとき、又は違反者が前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第3章第3節の規定の例により、当該公表の対象となる者に対し、意見陳述のための手続を取らなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けた者
- (4) 正当な理由なしに、第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による違反に係る事実の調査を拒み、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。